

第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画

中間見直しについて

(令和4年度)

子ども・子育て支援新制度に伴い令和2年に策定した「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」という。)は、国の方針により、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画を見直すこととされています。

中間年にあたり、検討の結果、計画策定時の想定と実績値が大きく異なっている部分などを適切な数値等に変更する見直しを行いました。

【計画の修正を行ったところ】

計画第5章

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

2-1 幼児期の教育・保育

P70 幼児期の教育・保育の量の見込み

P71～73 1号認定

P76～78 3号認定

2-2 地域子ども・子育て支援事業

P79 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

P81 妊婦健診 [妊婦健康診査]

P87 病児・病後児保育事業

P89 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]

P91 育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業]

P93 利用者支援事業 (特定型)

令和5年2月

一宮市

第5章 子ども・子育て支援事業





1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進



1-1 概要

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、前回計画に引き続き、令和2年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年に実施したアンケート（一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、「教育・保育提供区域」を定めた上で、事業量の推計を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

■一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

○調査の目的

本調査は、平成31年度に行う「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育などの本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

○調査の対象と配布・回収数

対象者	配布数	有効回収数（有効回収率）
就学前児童の保護者	2,000 世帯	1,266 世帯（63.3%）
小学生児童の保護者	2,000 世帯	1,359 世帯（68.0%）

○調査期間

平成30年10月22日～11月2日

○調査の方法

郵送による配布・回収

○調査項目

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 家族等の状況 | 8. 宿泊を伴う一時預かりについて |
| 2. 子どもの育ちを取り巻く環境について | 9. 地域の子育て支援サービスについて |
| 3. 保護者の就労状況 | 10. 放課後等の過ごし方について |
| 4. 保育園や幼稚園などの利用について | 11. 子育てと仕事の両立について |
| 5. 病児・病後児保育について | 12. 子育てと地域社会について |
| 6. 一時預かりについて | 13. 児童虐待について |
| 7. 土曜・休日の保育園や幼稚園などの利用について | 14. 子育て全般について |



1-2 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

前回計画時は、東区域・西区域・北区域と3区域で、それぞれの保育需要を見ながら整備を図っていました。

本計画では、前回計画以降の人口動態を踏まえ、より地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供体制の整備を行うため、0歳から2歳児の乳児保育の需要が特に高い地域である、一宮総合駅を中心とした区域を「中区域」として設定し、次のとおり4つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	対象連区
①東区域	西成、千秋、丹陽
②西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島
③北区域	奥、木曾川、北方、葉栗、浅井
④中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山



(3) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定

全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等



2-1 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

① 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

幼稚園、保育園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

ア 保育園・幼稚園等の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 15 か所、認定こども園 2 か所、地域型保育施設 17 か所、私立幼稚園 23 か所があります。

■ 区域ごとの保育園・幼稚園等の数

区域名称	公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育	幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	2	7	31
北区域	16	3	1	0	5	25
中区域	10	3	1	13	5	32

イ 認定こども園整備の基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、本計画策定時、小規模保育施設が 16 園、事業所内保育施設が 1 園となっています。各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況などを考慮して拡充を検討します。

② 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は、良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要であると考えます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

③ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

中核市に移行するにあたり、保育所に対する児童福祉法に基づく監査の権限及び実施義務が愛知県から移譲されるため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」に基づき、重大事故防止対策、徹底・推進に努めます。

■ 保育施設等の所在地及び設置者又は事業主体別の監査権者

保育施設等の所在地の区分	設置者又は事業主体		監査権者		
			保育所	幼保連携型 認定こども園	認可外 保育施設
一般の市町村に所在 する保育施設等	公立	市町村	都道府県	都道府県	都道府県
	私立	社会福祉法人等			
政令市又は中核市に所在 する保育施設等	公立	市	政令市・ 中核市	政令市・ 中核市	政令市・ 中核市
	私立	社会福祉法人等			

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量） 【単位：（人）】

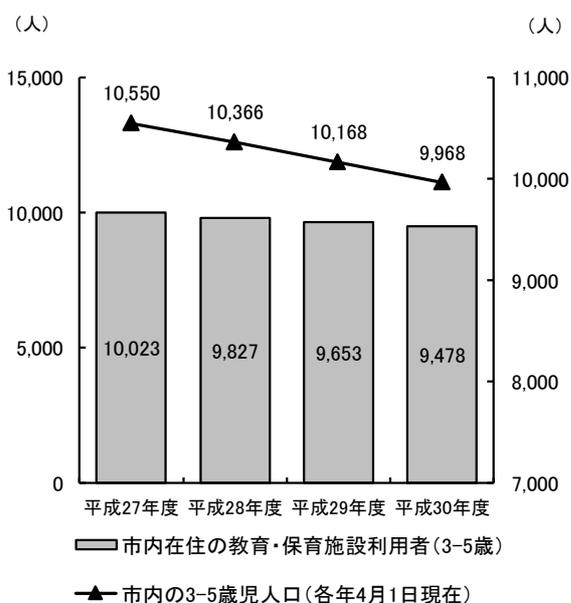
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		4,150	2,961	2,873	2,475	2,352	2,233
2号認定	幼稚園・認定こども園		774	755	724	701	680
	保育園・認定こども園	5,772	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
計		-	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
3号認定	0歳児	195	207	213	198	201	203
	1・2歳児	2,397	2,433	2,508	2,522	2,552	2,584
	計	2,592	2,640	2,721	2,720	2,753	2,787

※平成30年度は実数

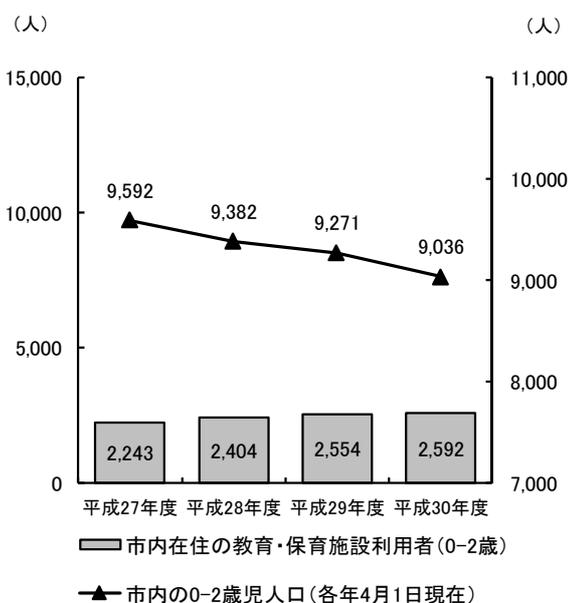
※量の見込み（ニーズ量）については、ニーズ調査に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し補正して設定

■教育・保育の利用実績の推移

・幼児（3-5歳児）



・乳児（0-2歳児）



資料：保育課

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が非常に短い（月60時間未満）家庭	幼稚園・認定こども園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	2,961	2,873	2,475	2,352	2,233
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 300				
確保の内容（定員）	5,446	5,401	5,107	5,107	5,107
特定教育・保育施設	226	541	516	516	516
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	5,220	4,860	4,591	4,591	4,591
過不足※	1,411 （充足）	1,473 （充足）	1,608 （充足）	1,754 （充足）	1,894 （充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定。令和4年度から実績を勘案し設定。

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

【方針】

- ・他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載しています。
- ・幼稚園、認定こども園での利用となります。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	930	911	645	610	576
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 140				
確保の内容（定員）	1,712	1,712	1,727	1,727	1,727
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	1,712	1,712	1,727	1,727	1,727
過不足※	399（充足）	422（充足）	713（充足）	755（充足）	796（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	829	811	897	857	819
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	1,824	1,824	1,720	1,720	1,720
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,824	1,824	1,720	1,720	1,720
過不足※	778（充足）	800（充足）	619（充足）	665（充足）	709（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	567	530	328	307	285
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 160				
確保の内容（定員）	1,042	997	780	780	780
特定教育・保育施設	82	397	360	360	360
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	960	600	420	420	420
過不足※	167（充足）	167（充足）	158（充足）	184（充足）	209（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	635	621	605	578	553
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	868	868	880	880	880
特定教育・保育施設	144	144	156	156	156
確認を受けない幼稚園	724	724	724	724	724
過不足※	67（充足）	84（充足）	118（充足）	150（充足）	180（充足）

② 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭	774	755	724	701	680
上記以外	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
確保の内容（定員）	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
特定教育・保育施設	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
過不足※	1,261 (充足)	1,415 (充足)	1,634 (充足)	1,791 (充足)	1,931 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

【方針】

- ・ 幼稚園、認定こども園、保育園での利用となります。
- ・ 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・ 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,539	1,499	1,437	1,392	1,352
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	243	239	229	222	215
上記以外	1,296	1,260	1,208	1,170	1,137
確保の内容（定員）	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
特定教育・保育施設	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
過不足※	300（充足）	336（充足）	388（充足）	426（充足）	459（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,782	1,734	1,661	1,611	1,565
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	217	213	204	198	192
上記以外	1,565	1,521	1,457	1,413	1,373
確保の内容（定員）	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
特定教育・保育施設	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
過不足※	362（充足）	406（充足）	470（充足）	514（充足）	554（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,503	1,456	1,396	1,352	1,314
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	148	140	134	129	126
上記以外	1,355	1,316	1,262	1,223	1,188
確保の内容（定員）	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
特定教育・保育施設	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
過不足※	313（充足）	352（充足）	406（充足）	445（充足）	480（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,402	1,364	1,309	1,268	1,231
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	166	163	157	152	147
上記以外	1,236	1,201	1,152	1,116	1,084
確保の内容（定員）	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
特定教育・保育施設	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
過不足※	286（充足）	321（充足）	370（充足）	406（充足）	438（充足）

③ 3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園 地域型保育事業

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	2,640	2,721	2,720	2,753	2,787
0歳	207	213	198	201	203
1～2歳	2,433	2,508	2,522	2,552	2,584
確保の内容（定員）	3,123	3,169	3,191	3,191	3,191
0歳					
特定教育・保育	396	390	361	361	361
地域型保育事業	85	91	103	103	103
1～2歳					
特定教育・保育	2,386	2,419	2,432	2,432	2,432
地域型保育事業	256	269	295	295	295
過不足	483（充足）	448（充足）	471（充足）	438（充足）	404（充足）
0歳	274（充足）	268（充足）	266（充足）	263（充足）	261（充足）
1～2歳	209（充足）	180（充足）	205（充足）	175（充足）	143（充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定。令和4年度から実績を勘案し設定。

【方針】

- ・認定こども園、保育園、地域型保育事業所での利用となります。
- ・人口減少の影響を受け、利用実績が減少傾向にある1号認定、2号認定に比べ、利用実績は近年増加傾向にあります。また、ニーズ調査に基づき、利用の見込みを算出したところ、現状の利用実績を超えるニーズがありました。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。「0歳」と「1～2歳」において、充足に差がありますが相互に利用することを見込んでいます。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
必要利用定員総数（人）	590	611	552	558	565	
0歳	41	43	31	32	32	
1～2歳	549	568	521	526	533	
確保の内容（定員）	692	705	637	637	637	
0歳	特定教育・保育	81	75	71	71	71
	地域型保育事業	15	21	9	9	9
1～2歳	特定教育・保育	554	554	528	528	528
	地域型保育事業	42	55	29	29	29
過不足	102（充足）	94（充足）	85（充足）	79（充足）	72（充足）	
0歳	55（充足）	53（充足）	49（充足）	48（充足）	48（充足）	
1～2歳	47（充足）	41（充足）	36（充足）	31（充足）	24（充足）	

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
必要利用定員総数（人）	707	718	735	744	753	
0歳	60	62	53	53	54	
1～2歳	647	656	682	691	699	
確保の内容（定員）	842	842	879	879	879	
0歳	特定教育・保育	130	130	99	99	99
	地域型保育事業	9	9	24	24	24
1～2歳	特定教育・保育	673	673	684	684	684
	地域型保育事業	30	30	72	72	72
過不足	135（充足）	124（充足）	144（充足）	135（充足）	126（充足）	
0歳	79（充足）	77（充足）	70（充足）	70（充足）	69（充足）	
1～2歳	56（充足）	47（充足）	74（充足）	65（充足）	57（充足）	

■北区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）		593	632	622	630	638
0歳		45	46	42	43	43
1～2歳		548	586	580	587	595
確保の内容（定員）		700	733	749	749	749
0歳	特定教育・保育	99	99	98	98	98
	地域型保育事業	6	6	12	12	12
1～2歳	特定教育・保育	582	615	613	613	613
	地域型保育事業	13	13	26	26	26
過不足		107（充足）	101（充足）	127（充足）	119（充足）	111（充足）
0歳		60（充足）	59（充足）	68（充足）	67（充足）	67（充足）
1～2歳		47（充足）	42（充足）	59（充足）	52（充足）	44（充足）

■中区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）		750	760	811	821	831
0歳		61	62	72	73	74
1～2歳		689	698	739	748	757
確保の内容（定員）		889	889	926	926	926
0歳	特定教育・保育	86	86	93	93	93
	地域型保育事業	55	55	58	58	58
1～2歳	特定教育・保育	577	577	607	607	607
	地域型保育事業	171	171	168	168	168
過不足		139（充足）	129（充足）	115（充足）	105（充足）	95（充足）
0歳		80（充足）	79（充足）	79（充足）	78（充足）	77（充足）
1～2歳		59（充足）	50（充足）	36（充足）	27（充足）	18（充足）



2-2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質、量ともに充実を目指します。

(2) 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、次に掲げる事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

一宮市での事業名称又は通称 [事業名称]
母子の健康支援事業
① 利用者支援事業（母子保健型）
② 妊婦健診 [妊婦健康診査]
③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]
子育ての相談や交流促進についての事業
④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]
一時的に子どもを預かる事業
⑤ 一時預かり事業
⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]
⑦ 病児・病後児保育事業
⑧ ショートステイ事業 [子育て短期支援事業]
仕事と子育ての両立に資する事業
⑨ 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]
⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]
個別的な支援についての事業
⑪ 育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業]
⑫ 実費徴収に係る補足給付事業
⑬ 利用者支援事業（特定型）

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠・出産・育児期にわたり、面接、家庭訪問により、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	2,870件	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	-	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件

〔量の見込みの説明〕 実施か所数は、現行体制で確保を行うため、3か所として設定。妊娠届時の面接件数は、0歳児人数（推計）及び実績等を勘案し設定

【方針】

- ・妊娠・出産・育児期にわたり、切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、平成29年度に開始した「母子健康包括支援センター事業」を3か所の保健センターで、引き続き実施します。
- ・「母子健康手帳（母子手帳）」交付時に面接をし、情報提供や保健指導を引き続き行います。

② 妊婦健診 [妊婦健康診査]

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標	年度	前回計画	本計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	対象者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	受診者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	35,092件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件
確保内容	受診者数	3,164人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	37,300件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件

[量の見込みの説明] 0歳児人数（推計）及び実績等を勘案し設定

【方針】

- すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- 妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳（母子手帳）」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている、健康診査受診票（妊婦健診 14回と子宮頸がん検診1回の計 15枚、令和3年度から多胎妊婦に対しては 5枚追加）により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てができるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につなげていきます。

■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	出生数	2,885人	2,603人	2,543人	2,500人	2,466人	2,445人
	訪問件数	2,708件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件
確保内容	訪問件数	3,214件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件

【量の見込みの説明】 0歳児人数（推計）を出生数とみなして設定

【方針】

- すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- 市民課などへの出生届提出時に、「赤ちゃんが生まれました連絡票」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- 連絡票の提出がない方は、出生届の情報から把握し、生後4か月までにすべての家庭へ訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が家庭訪問等を行えるように努めていきます。
- 長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方へは、4か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。本市では、子育て支援センターを市内に6か所設置しているほか、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	70,992人	72,336人	70,289人	67,993人	66,301人	64,900人
	延べ利用可能数 (年間) ※	171,500人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人
確保内容	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	過不足	100,508人 (充足)	113,664人 (充足)	115,711人 (充足)	118,007人 (充足)	119,699人 (充足)	121,100人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定※移動子育て支援センターの数値を含む。

【方針】

- 市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、また市内の公共施設に出向き臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ニーズ調査に基づき算出した数値では、子育て支援センター等の延べ利用数は減少傾向にありますが、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、現在の水準を維持していきます。
- 多くの親子にいちのみや子育て支援サイト・アプリを活用し、行事予定を適時情報提供するなど、広報に努めます。

⑤ 一時預かり事業

ア 幼稚園型（在園児）【幼稚園における一時預かり（預かり保育）】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	80,692人	84,925人	82,201人	79,565人	77,013人	74,543人
	1号認定	-	12,560人	12,157人	11,767人	11,390人	11,024人
	2号認定	-	72,365人	70,044人	67,798人	65,623人	63,519人
確保内容	延べ利用数	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人
	過不足	17,308人 (充足)	13,075人 (充足)	15,799人 (充足)	18,435人 (充足)	20,987人 (充足)	23,457人 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外（在園児除く）【保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

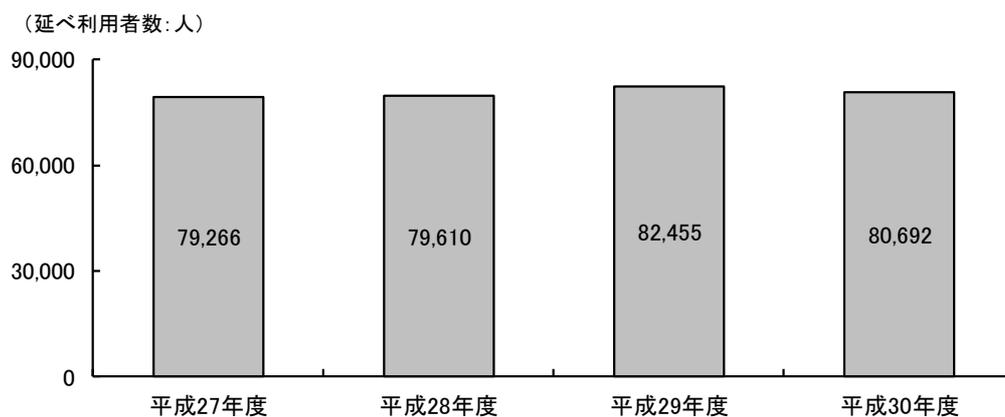
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	20,236人	23,960人	23,281人	22,608人	22,106人	21,707人
	一時保育事業	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人
確保内容	子ども一時預かり事業	1,280人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
	子育て援助活動支援事業	4,800人	3,800人	3,750人	3,700人	3,650人	3,600人
	計	55,890人	57,610人	57,560人	57,510人	57,460人	57,410人
	過不足	35,654人 (充足)	33,650人 (充足)	34,279人 (充足)	34,902人 (充足)	35,354人 (充足)	35,703人 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

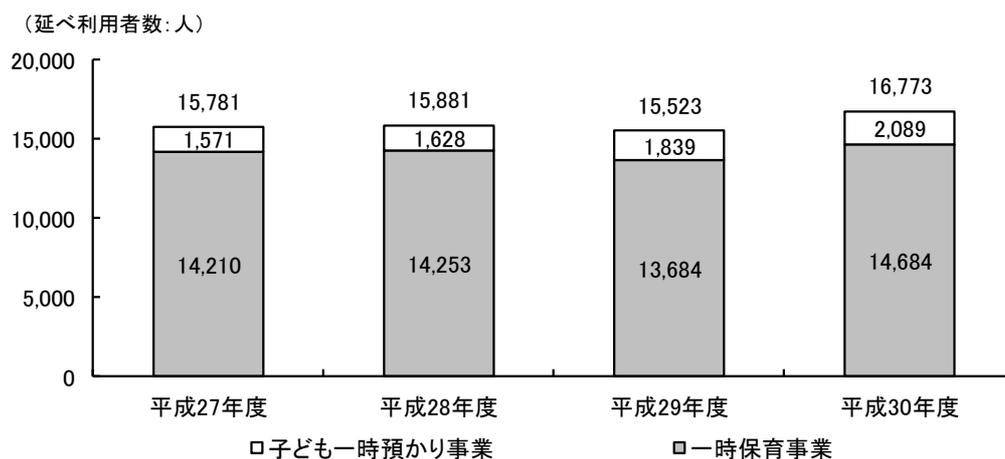
- ・「ア 幼稚園型（在園児）」、「イ 幼稚園型以外（在園児除く）」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・引き続き利便性の向上を図り、また、保護者の社会参加促進や育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

■ 幼稚園における一時預かり（預かり保育）の利用状況



資料：保育課

■ 一時預かり事業（一時保育事業・子ども一時預かり事業）の利用状況



資料：保育課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■ 量の見込みに対する確保の内容

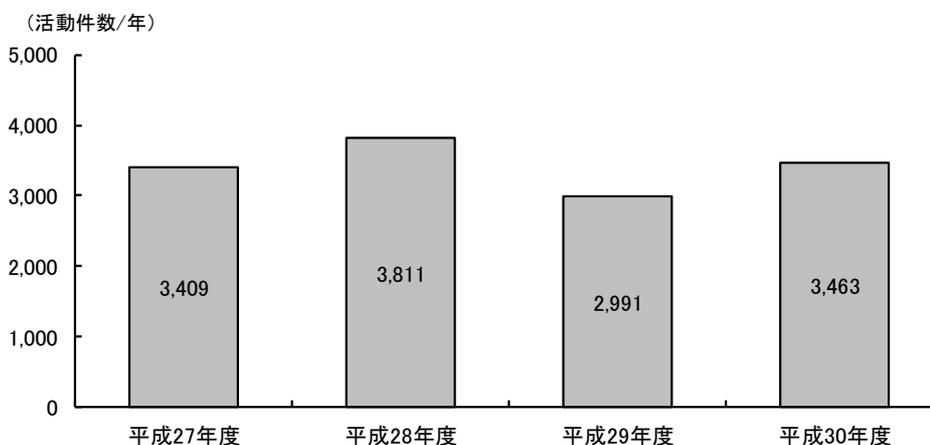
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	活動件数 (年間)	3,463 件	3,621 件	3,531 件	3,456 件	3,372 件	3,293 件
	うち小学生	1,781 件	1,829 件	1,784 件	1,746 件	1,703 件	1,663 件
確保内容	活動可能件数 (年間)	4,800 件	3,800 件	3,750 件	3,700 件	3,650 件	3,600 件
	援助会員数	120 人	60 人	58 人	56 人	54 人	52 人
	依頼会員数	600 人	500 人	490 人	480 人	470 人	460 人
	両方会員数	75 人	55 人	54 人	53 人	52 人	51 人
	過不足	1,337 件 (充足)	179 件 (充足)	219 件 (充足)	244 件 (充足)	278 件 (充足)	307 件 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活動件数や会員数は、減少傾向にあります。しかし、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努めることで、サービス提供体制の確保を行います。
- ・急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な援助会員数の確保に努めます。

■ ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：保育課

⑦ 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は小学校1～4年生で、疾病にかかっている子ども及び回復期の子どもについて、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

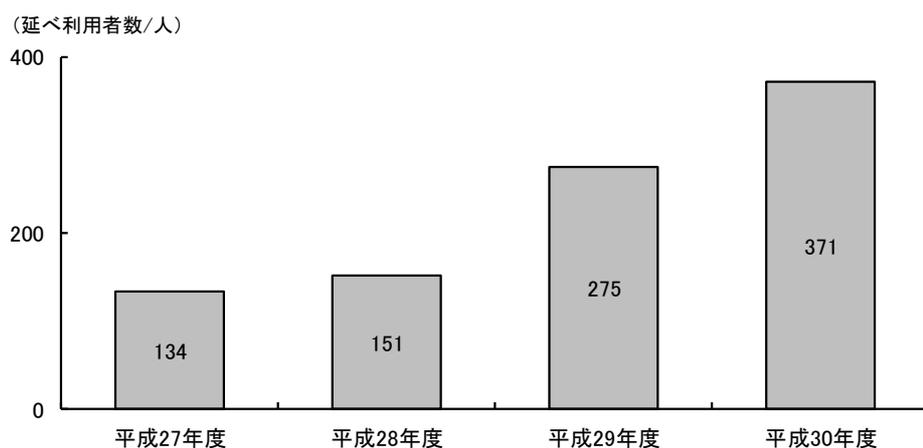
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	371人	385人	397人	660人	660人	660人
	延べ利用可能数 (年間)	2,205人	2,205人	2,940人	3,675人	3,675人	3,675人
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	過不足	1,834人 (充足)	1,820人 (充足)	2,543人 (充足)	3,015人 (充足)	3,015人 (充足)	3,015人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定。令和4年度から実績を勘案し設定。

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、東地区に1か所の設置を検討します。
- ・病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。

■病児・病後児保育事業の利用状況



資料：保育課

⑧ ショートステイ事業〔子育て短期支援事業〕

保護者の疾病や仕事等により、夜間、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院において預かりを委託します。

■量の見込みに対する確保の内容

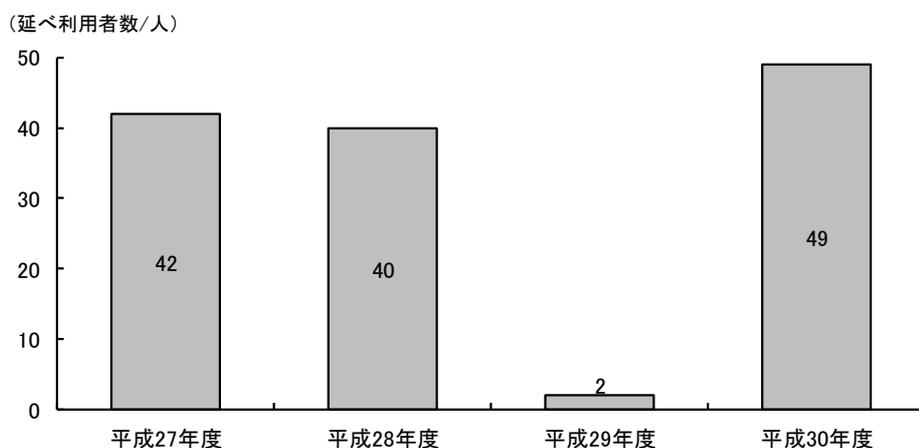
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	49人	71人	73人	75人	77人	79人
	延べ利用可能数 (年間)	100人	100人	100人	100人	100人	100人
確保内容	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	過不足	51人 (充足)	29人 (充足)	27人 (充足)	25人 (充足)	23人 (充足)	21人 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・ 宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設3施設、乳児院2施設があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 利用状況を見ると、年度により大きく変動があります。常時利用される事業ではなく、緊急のときなどに一時的に利用されるサービスであるといえます。
- ・ ニーズ調査結果では、緊急時などに子どもをみてくれる親族、友人、知人が無いと回答した方が、未就学児で11.7%、小学生で10.7%ありました。子育てをしていくなかで、さまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして現在の水準を維持していきます。

■ショートステイ事業の利用状況



資料：子ども家庭相談課

⑨ 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用希望児童	4,349人	4,668人	4,565人	4,486人	4,375人	4,294人
	低学年	3,796人	3,845人	3,763人	3,703人	3,616人	3,536人
	高学年	553人	823人	802人	783人	759人	758人
確保内容	定員	4,595人	4,699人	4,817人	5,098人	5,156人	5,156人
	施設数	58か所	58か所	59か所	60か所	60か所	60か所
	過不足 (市全体の過不足)	-	31人 (充足)	252人 (充足)	612人 (充足)	781人 (充足)	862人 (充足)
	過不足 (小学校区ごとの 過不足の合計)※	-	△266人 (不足)	△188人 (不足)	0	0	0

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定。

※確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。確保内容欄の「過不足（小学校区ごとの過不足の合計）」は各小学校区における待機児童数の合計です。

【方針】

- ・放課後児童健全育成事業に対するニーズは、年々高まってきており、待機児童が生じています。この事業は、放課後に子ども自身が放課後児童クラブまで行き、そこで支援を受けるものであることから、小学校区ごとに需給状況を把握し、利用定員数を確保していく必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の29.9%）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるような施設整備を進めます。
- ・待機児童対策と同時に、安全な施設の確保を進めていきます。
- ・この事業と「放課後の子どもの居場所づくり」という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を進めていきます。

⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	18時以降の利用希望数	1,718人	1,810人	1,866人	1,924人	1,983人	2,044人
確保内容	利用可能数	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人
	実施園数	市立	31か所	31か所	31か所	31か所	31か所
		私立	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	過不足		1,207人 (充足)	1,115人 (充足)	1,059人 (充足)	1,001人 (充足)	942人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・共働きの増加、働き方の多様化により、ニーズが高まる可能性があるため、現在の水準を維持していきます。

⑪ 育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕

育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	訪問支援 必要家庭	34件	44件	48件	65件	70件	75件
確保内容	訪問支援 可能件数	50件	44件	48件	65件	70件	75件
	過不足	16件 (充足)	0	0	0	0	0

【方針】

- ・訪問支援のうち、育児・家事援助は、委託によりホームヘルパーを派遣しており、専門的援助は保健師等が実施するもので、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行う上で有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
確保内容	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
	過不足	-	0	0	0	0	0

[量の見込みの説明] 令和元年10月実施の幼児教育・保育無償化に伴い給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）の助成を開始したため、令和2年度以降分の見込み量が大幅に増加しました。

【方針】

- 子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。また、新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。

⑬ 利用者支援事業（特定型）

保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、保育の利用に向けた相談支援を実施します。

■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実施か所数		1か所	1か所	1か所
	面接件数		1,700件	1,700件	1,700件
確保内容	実施か所数		1か所	1か所	1か所
	面接件数		1,700件	1,700件	1,700件

〔量の見込みの説明〕 実施か所数は、令和4年度から保育課で実施するため1か所として設定。面接件数は、実績等を勘案し設定。

【方針】

- ・ 保育園等の保育の利用に向けた相談支援を実施できるよう、保育課の窓口に研修を修了した専任職員を配置します。

3

放課後対策の総合的推進



3-1 放課後対策事業の現状

① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

事業名称	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生 ※希望者が定員を超える場合は必要性の高い子どもを優先。	保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学校1～3年生 ※希望者が定員を超える場合は、抽選。
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	すべての小学校区で実施	すべての小学校で実施

② ニーズの高まり

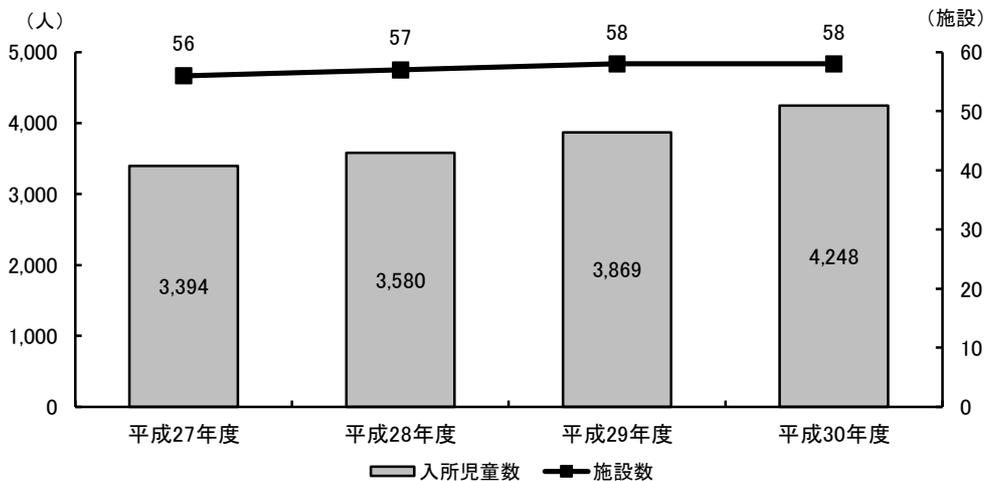
放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まってきています。

これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後を安全に過ごすための場所を求める保護者が増加していることが推測されます。

[放課後児童クラブ]

放課後児童クラブの登録者数（利用者人数）は、少子化により児童数が減少傾向にあるなかでも、毎年増加しており、児童数に対する登録者の比率も高まっています。また、待機児童も生じています。

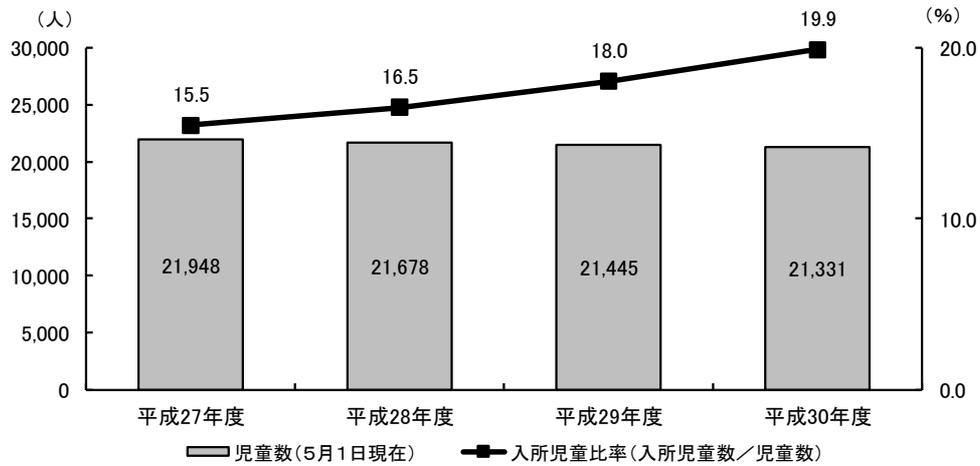
■放課後児童クラブの入所児童数・実施施設数の推移



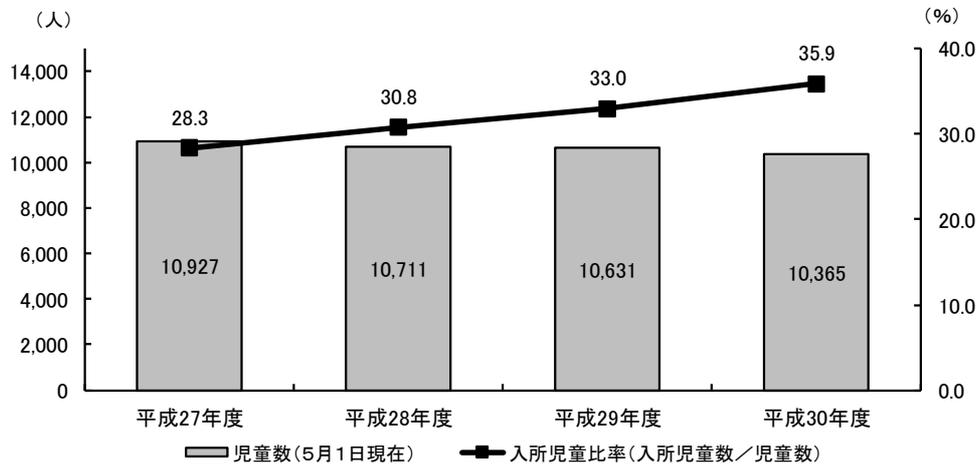
※グラフの数字には、施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ分も含まれています

資料：子育て支援課

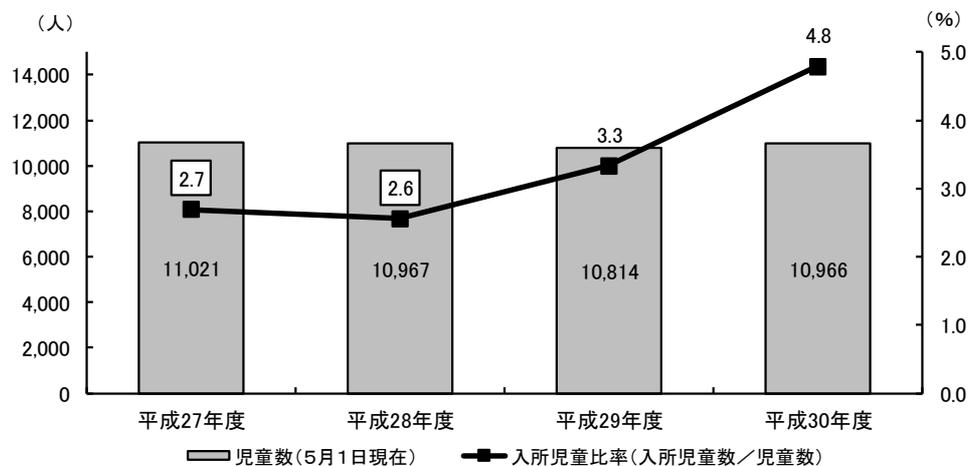
■ 小学校 1～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■ 小学校 1～3年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■ 小学校 4～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移

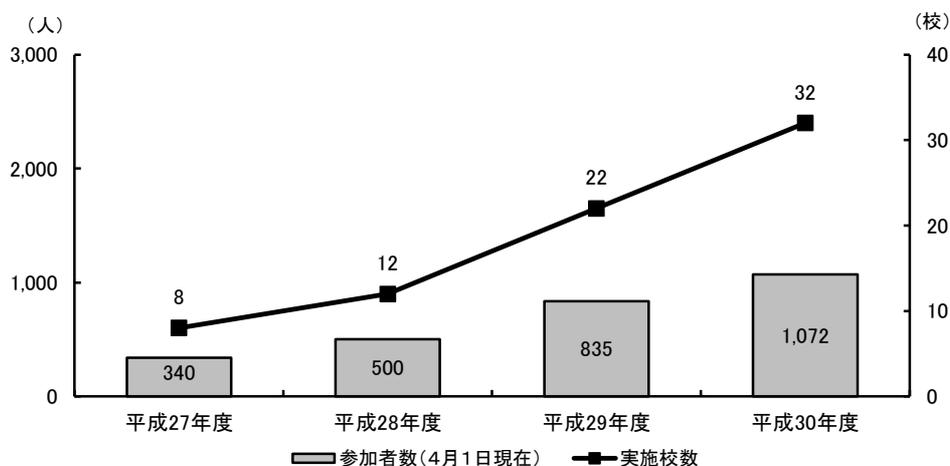


※グラフの数字には、施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ分も含まれています
 ※小学校4年生の受け入れは平成27年度から、小学校5・6年生の受け入れは平成31年度から開始

資料：子育て支援課

[放課後子ども教室]

■放課後子ども教室の参加者人数・実施校数の推移



※平成31年度から全小学校(42校)で実施開始

資料：青少年課



3-2 放課後対策事業の基本方針

① 放課後児童健全育成事業の基本方針【再掲】

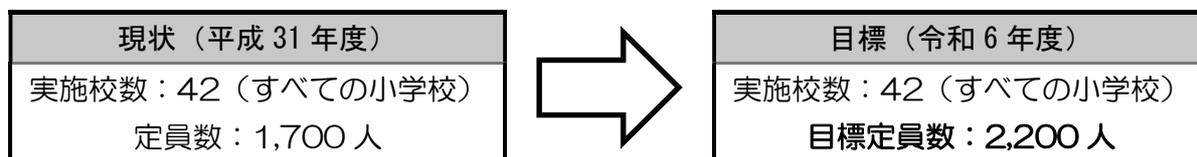
「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭(合わせて小学生の子育て家庭の29.9% P21 参照)を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

⇒目標・確保方策は、P89に記載のとおり

② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、定員数の増加や教室の拡充を進めます。

■放課後子ども教室整備計画



【方針】

- 令和6年度までの5年間で500人の定員整備を目指し、必要性の高い学校から教室の拡充を進めます。
- 放課後児童クラブの待機児童の受け皿として、両事業の待機児童の動向を踏まえて定員の拡充を進めます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受け入れの継続に努めます。

特別支援学校へ通う障害のある子どもについては、障害児児童クラブ（けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ）で支援を行います。

④ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

すべての放課後児童クラブにおいて、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にある開所時間の延長を実施しています。引き続き、すべての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

■放課後児童クラブの開所時間

	一宮市	要綱
小学校の授業の休業日（長期休暇期間） に行う放課後児童健全育成事業	1日につき11時間30分	1日につき8時間
小学校の授業の休業日以外の日（平日） に行う放課後児童健全育成	1日につき4時間	1日につき3時間



3-3 連携による総合的推進

① 一体型の推進

同一の小学校内施設を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することについては、設備等の条件が整った学校から実施することを検討していきます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室整備計画

現状（平成31年度）	目標（令和6年度）
実施施設：0	実施施設：6

② 連携型の推進

同一小学校区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、今までも、子どもの交流や情報交換を行ってきました。今後は、「3-2 放課後対策事業の基本方針」で示したとおり、両事業とも量的な拡大を推進するなか、それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、各小学校区において密接な連携を推進します。

③ 連携による事業の推進体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して検討・推進を行います。

担当	課名
放課後児童健全育成事業主管課	子ども家庭部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	子ども家庭部青少年課
学校施設管理主管課	教育部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。



3-4 児童館の活用の検討

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくても、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、本市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。

■児童館の概要

設置数	25 館（各連区に1館、ただし、木曾川町連区は3館）
開館日時	月～土曜日 9時30分～17時30分